



厚生労働省からのお知らせ

入院時の食事費用の患者負担額

健康保険法等の規定に基づき、入院期間中の食事療養費に係る患者負担額（標準負担額）は、厚生労働大臣が定めることとなっています。

入院中の1食あたりの患者負担額（標準負担額）は下記の通りです。

| 区 分 | | 令和8年 6月1日より |
|---------------------|-----------------------|----------------|
| 現役並み所得者・一般の方 | | 550円 |
| 指定難病患者 (低所得者を除く) | | 330円 |
| 低所得者 Ⅱ | 過去12ヶ月の入院日 数が90日以内 | 270円 |
| | 過去12ヶ月の入院日 数が91日以上 | 220円 |
| 低所得者 Ⅰ | | 130円 |
| 入院中1食あたりの負担額 | | |

※低所得者に該当する方は、当院の受付事務へお申し出ください。
詳しくは、加入されている医療保険の保険者にお問い合わせください。